



愛媛県報

発行 愛 媛 県

平成22年10月 1 日金曜日 第2206号外 1

◇ 目 次 ◇
規 則

愛媛県県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則..... 1

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令.....74

規 則

○愛媛県規則第41号

愛媛県県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年10月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県県立自然公園条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県県立自然公園条例施行規則の一部改正）

第 1 条 愛媛県県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第 1 章～第 3 章 省略 第 4 章 生態系維持回復事業（第19条の 4 第19条の 9） 第 5 章 風景地保護協定及び公園管理団体（第19条の10 第19条の13） 第 6 章 省略 附則 （公園事業の執行の同意又は認可） 第 3 条 条例第10条第 2 項の同意又は同条第 3 項の認可は、公園施設ごとに同意を得、又は認可を受けるものとする。	目次 第 1 章～第 3 章 省略 第 4 章 風景地保護協定及び公園管理団体（第19条の 4 第19条の 7） 第 5 章 省略 附則 （公園事業の執行の認可の申請） 第 3 条 条例第 9 条第 3 項の規定による公園事業の執行の認可の申請は、公園事業執行認可申請書（様式第 1 号）を知事に提出して行うものとする。 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面及び書類を添えなければならない。ただし、運輸施設に関する申請書にあつては、第 5 号、第 6 号及び第11号に掲げる書類を添えることを要しない。 (1) 施設の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図 (2) 施設の付近の状況を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の概況図及び天然色写真 (3) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺千分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図 (4) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺千分の 1 以上の図面 (5) 工事の施行を要する場合にあつては、当該工事の施行に要する経費につき、用地費、土木工事費、建築工事費、造園工事費、初度調弁費、諸掛費等の項目ごとに金額を記載した書類 (6) 施設の管理又は経営に要する経費につき、収入並びに支出の総額及びその内訳並びに事業資金の総額に対する純益の割合を記載した書類

(公園事業の執行の同意又は認可の申請)

第4条 条例第10条第4項の規定による公園事業の執行の同意又は認可の申請は、公園事業執行同意(認可)申請書(様式第1号)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第10条第4項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設の構造(運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)
- (2) 第2条第1号から第9号までに掲げる公園施設にあつては、当該公園施設の供用開始の予定年月日
- (3) 工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間

3 条例第10条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては第7号、第8号及び第10号に掲げる書類を、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては第1号、第2号、第6号から第8号まで及び第11号に掲げる書類を除く。

- (1) 個人にあつては、住民票の写し
- (2) 法人にあつては、登記事項証明書
- (3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (5) 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図
- (6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約
- (7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する書類
- (8) 事業資金を調達することができることを証する書類
- (9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面
- (10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(7) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

(8) 法人を設立しようとする者にあつては、定款、寄附行為又は規約

(9) 法人格のない組合(以下「組合」という。)にあつては、組合契約書の写し

(10) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該事業の執行のために使用することができることを証する書類

(11) 当該事業の執行に当たつて自己の資金以外の資金を必要とする場合にあつては、その資金を調達することができることを証する書類

(12) 当該事業の執行に関し土地収用法(昭和26年法律第219号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

(施設の供用開始)

第4条 自然公園の利用のための施設に関する公園事業(運輸施設に関する公園事業を除く。)の執行の認可を受けた者は、知事の定める期日までに施設の供用を開始しなければならない。

2 知事は、正当な理由があると認めるときは、前項の期日を延期することができる。

3 前項の規定による期日の延期を受けようとする者は、供用開始期日延期承認申請書(様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

(2) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあっては、その収用又は使用を必要とする理由書

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更）

第5条 条例第10条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第10条第4項第1号に掲げる事項
- (2) 公園施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名
- (3) 公園施設の供用期間が通年でない場合にあっては、その供用期間
- (4) 公園施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- (5) 前条第2項第2号及び第3号に掲げる事項

（公園事業の内容の変更の同意又は認可の申請）

第6条 条例第10条第7項の規定による変更の同意又は認可の申請は、公園事業変更同意（認可）申請書（様式第2号）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第10条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類は、第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類のほか、変更に係る同項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げるものを除く。）とする。

（変更の同意又は認可を要しない軽微な変更の届出）

第7条 条例第10条第9項の規定による届出は、公園事業軽微変更届出書（様式第3号）を知事に提出して行うものとする。

（承継の同意又は承認の申請）

第8条 条例第12条第1項の規定による承継の同意を得ようとする者又は同項の規定による承認を受けようとする者は、公園事業承継同意（承認）申請書（様式第4号）を知事に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書

（管理又は経営方法の届出）

第5条 公園事業（運輸施設に関する公園事業を除く。）の執行の認可を受けた者は、その管理又は経営の方法を定め、知事に届け出なければならない。管理又は経営の方法のうち、次に掲げるものを変更したときも、同様とする。

- (1) 施設の管理又は経営を委託する場合にあっては、受託者の住所及び氏名（受託者が法人又は組合である場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 施設の供用期間が通年でない場合にあっては、供用期間
- (3) 施設の占用又は使用に対し料金を徴収する場合にあつては、その標準的な額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、適切な公園事業の執行を確保するため特に届出を要するもの

2 前項前段の規定による届出は施設の管理（経営）方法届出書（様式第3号）を、同項後段の規定による届出は施設の管理（経営）方法変更届出書（様式第3号の2）を知事に提出して行うものとする。

（施設の変更等の承認）

第6条 公園事業の執行の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、次の各号（運輸施設に関する公園事業者にあつては、第3号を除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、公園事業執行認可事項変更承認申請書（様式第4号）を、変更しようとする事項が第1号又は第2号に係るときにあつては、当該申請書に変更の内容を明らかにした図面を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、建築物の内部の構造の変更であつて軽易なもの又は第17条各号に掲げる行為に該当するものについては、この限りでない。

- (1) 施設の位置
- (2) 施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）
- (3) 施設の管理又は経営の方法の概要

2 第4条の規定は、前項の規定による承認を受けた者について準用する。

（事業の休止及び廃止）

第7条 公園事業者は、公園事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、公園事業休止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、その休止又は廃止につき、他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするときは、この限りでない。

（地位の承継）

第8条 公園事業者たる地位は、知事の承認を受けたとき、又は当該公園事業者たる事業の譲渡につき他の法令の規定により、行政庁の認可その他の処分を受けたときは譲渡により承継することができる。

2 公園事業者が死亡したときはその相続人が、公園事業者である法人の合併があつたときは合併後存続する法人又は合併により設立された法人が、公園事業者である法人の分割（当該公園事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは分割により当該

(2) 第4条第3項第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

(3) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

3 条例第12条第2項の規定による相続の承認の申請は、公園事業相続承認申請書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 第4条第3項第1号、第3号、第4号及び第11号に掲げる書類

(2) 被相続人との続柄を証する書類

(3) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

（公園事業の廃止の届出）

第9条 条例第13条の規定による届出は、公園事業を休止し又は廃止しようとする日の1月前までに、公園事業休止（廃止）届出書（様式第6号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類を添えなければならない。

（同意又は認可の失効の届出）

第10条 条例第14条第2項の規定による届出は、公園事業執行同意（認可）失効届出書（様式第6号の2）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 第4条第3項第3号及び第4号に掲げる書類

(2) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

第11条から第15条まで 削除

公園事業の全部を承継した法人が、それぞれ当該公園事業者たる地位を承継する。

3 第1項の規定による承継の承認の申請は、公園事業譲渡承継承認申請書（様式第6号）を知事に提出して行うものとする。

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 譲渡に関する契約書の写し

(2) 譲受人が現に公園事業者でない法人又は組合であるときは、定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書又は組合契約書の写し

(3) 譲受人が法人を設立しようとする者であるときは、定款、寄附行為又は規約

（条件）

第9条 条例第9条第3項の規定による認可又は第6条から前条までの規定による承認には、自然公園の保護又は利用上必要な限度において条件を附することができる。ただし、運輸施設に関する公園事業に係る認可又は承認については、自然公園の保護上必要な条件に限る。

（届出）

第10条 公園事業者は、次の各号の一に該当する場合は、すみやかに知事に届け出なければならない。

(1) 譲渡、相続、合併又は分割により公園事業者たる地位を承継したとき（譲渡については、第8条第1項の規定により知事の承認を受けたときを除く。）。)

(2) 住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）を変更したとき。

(3) 法人を設立したとき。

(4) 休止した施設の供用を再開したとき。

(5) 第7条ただし書に規定する休止又は廃止をしようとするとき。

2 前項の規定による届出のうち次に掲げるものは、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 相続による地位の承継の届出 当該相続に係る公園事業の執行に必要な物件の登記事項証明書その他の当該事業の執行に必要な物件が承継されたことを証する書類

(2) 合併による地位の承継の届出 合併後の法人の登記事項証明書

(3) 分割による地位の承継の届出 分割後の法人の登記事項証明書及び当該公園事業の全部が承継されたことを証する書類

(4) 法人の設立の届出 設立した法人の登記事項証明書

（報告の徴収及び立入検査）

第11条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

（改善命令）

第12条 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、公園事業者（運輸施設に関する公園事業者を除く。）に対して当該公園事業に係る施設又はその管理若しくは経営の方法の改善を命ずることができる。

（認可の失効及び取消）

第13条 公園事業が他の法定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消され、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る公園事業の執行の認可は、その効力を失う。

2 知事は、公園事業者が第4条第1項（第6条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第7条若しくは第11条第3項の規定、第9条の規定による条件又は第11条第1項若しくは前条の規定による命令に違反したときは、公園事業の執行の認可を取り消すことができる。

（原状回復命令等）

第14条 知事は、公園事業者が公園事業者でなくなつた場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなつた場合を除く。）において、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、その者に対し、その保護のために必要な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

（市町及びその他の公共団体の行う公園事業）

第15条 第3条から第12条まで及び第13条第1項の規定は、条例第9条第2項の規定により市町及びその他の公共団体が行う公園事業について準用する。この場合において、これらの規定中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和27年法律第180号）による道路」と、第3条第1項中「執行の認可の申請」とあるのは「執行の協議」と、「公園事業執行認可申請書」とあるのは「公園事業執行協議書」と、同条第2項中「申請書」とあるのは「協議書」と、「各号」とあるのは「各号（第7号から第11号までを除く。）」と、第4条第1項、第5条第1項及び第6条第1項中「執行の認可を受けた者」とあるのは「執行の同意を得た者」と、第4条第3項中「供用開始期日延期承認申請書」とあるのは「供用開始期日延期協議書」と、同項及び第6条第1項中「承認を受けなければならない」とあるのは「同意を得なければならない」と、同項中「公園事業執行認可事項変更承認申請書」とあるのは「公園事業執行協議事項変更協議書」と、「当該申請書」とあるのは「当該協議書」と、同条第2項中「承認を受けた者」とあるのは「同意を得た者」と、第7条中「公園事業休止（廃止）承認申請書」とあるのは「公園事業休止（廃止）届出書」と、「知事に提出し、その承認を受けなければならない」とあるのは「知事に提出しなければならない」と、第8条第1項及び第10条第1号中「知事の承認を受けたとき」とあるのは「知事に届け出たとき」と、第8条第3項中「承継の承認の申請」とあるのは「承継の届出」と、「公園事業譲渡承継承認申請書」とあるのは「公園事業譲渡承継申請書」と、同条第4項中「申請書」とあるのは「届出書」と、第9条中「条例第9条第3項の規定による認可又は第6条から前条までの規定による承認」とあるのは「条例第9条第2項又はこの規則第6条の規定による同意」と、「認可又は承認」とあるのは「同意」と、第13条第1項中「執行の認可」とあるのは「執行の同意」とそれぞれ読み替えるものとする。

（特別地域内における行為の許可申請書）

（特別地域内における行為の許可申請書）

第16条の2 条例第21条第4項の規定による許可の申請は、特別地域内行為許可申請書（様式第7号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2)～(4) 省略

3・4 省略

（特別地域内の行為の許可基準）

第16条の3 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第5項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1)～(6) 省略

2 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者その他の者であつて、申請に係る場所に居住することが必要と認められるものの住宅及び昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者

の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、前項第2号から第5号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前2項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定す

第16条の2 条例第14条第4項の規定による許可の申請は、特別地域内行為許可申請書（様式第7号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる図面を添えなければならない。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2)～(4) 省略

3・4 省略

（特別地域内の行為の許可基準）

第16条の3 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（仮設の建築物（土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有するものをいい、建築設備（当該工作物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。）を含む。以下同じ。）の新築、改築又は増築に限る。）に係る同条第5項の規則で定める基準（以下この条において「許可基準」という。）は、次のとおりとする。ただし、既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築（以下「既存建築物の改築等」という。）であつて、第1号、第5号及び第6号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1)～(6) 省略

2 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（申請に係る自然公園の区域内において公園事業若しくは農林漁業に従事する者、

昭和50年4月1日（同日後に申請に係る場所が特別地域に指定された場合にあつては、当該指定の日。以下「基準日」という。）において申請に係る場所に現に居住していた者その他申請に係る場所に居住することが必要と認められる者の住宅若しくは住宅部分を含む建築物（基準日以後にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をした分譲地等（第4項に規定する分譲地等をいう。）内に設けられるものを除く。）の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、前項第2号から第5号までの規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第4項及び第6項において同じ。）が13メートル（その高さが現に13メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものであることとする。ただし、既存建築物の改築等であつて、前項第5号に掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

3 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前2項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例による。ただし、前項ただし書に規定す

る行為に該当するものについては、この限りでない。

- 4 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(11) 省略

- 5 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに前項第1号及び第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)・(2) 省略

- 6 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに第4項第7号及び第9号から第11号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)・(2) 省略

- 7 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

- 8 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第2号から第6号までの規定の例による。

- 9 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第7項第2号から第6号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。

ア 省略

イ 購入後において1分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1,000平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地に

る行為に該当するものについては、この限りでない。

- 4 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（集合別荘（同一棟内に独立して別荘（分譲ホテルを含む。）の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）、集合住宅（同一棟内に独立して住宅の用に供せられる部分が5以上ある建築物をいう。以下同じ。）若しくは保養所の新築、改築若しくは増築、分譲することを目的とした一連の土地若しくは売却すること、貸付けをすること若しくは一時的に使用させることを目的とした建築物が2棟以上設けられる予定である一連の土地（以下「分譲地等」という。）内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（前3項又は次項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)～(11) 省略

- 5 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（基準日前にその造成に係る行為について同項の規定による許可の申請をし、若しくは基準日前にその造成に係る行為を完了し、若しくは基準日以後にその造成に係る行為について同条第6項の規定による届出をした分譲地等内における建築物の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築（第1項から第3項までの規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに前項第1号及び第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)・(2) 省略

- 6 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける建築物の新築、改築又は増築以外の建築物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第2号から第5号まで並びに第4項第7号及び第9号から第11号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。ただし、第2項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。

(1)・(2) 省略

- 7 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の新築に限る。）に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

- 8 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（車道（分譲地等の造成を目的としたものを除く。）の改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、前項第2号から第6号までの規定の例による。

- 9 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（分譲地等の造成を目的とした道路又は上下水道施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第7項第2号から第6号までの規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(6) 省略

(7) 関連分譲地等が次に掲げる基準に適合する方法で売買されるものであること。

ア 省略

イ 購入後において1分譲区画を保存緑地となる部分を除いた面積が1,000平方メートル未満になるように分割してはならない旨及びそのように分割した場合には当該分割後の土地に

おける建築物の新築、改築又は増築については条例第21条第4項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。

(8)・(9) 省略

10 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

11 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

12 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

13 条例第21条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項各号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置するものでないこと。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

14 条例第21条第4項第2号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1)～(4) 省略

15 条例第21条第4項第3号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。

(2) 当該損傷の対象となる木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないものであること。

16 条例第21条第4項第4号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

(1)～(3) 省略

17 条例第21条第4項第4号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

おける建築物の新築、改築又は増築については条例第14条第4項の規定による許可を受けられる見込みのない旨を分譲区画の購入者に書面をもつて通知すること。

(8)・(9) 省略

10 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（屋外運動施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項第1号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)～(10) 省略

11 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（風力発電施設の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第5号及び第6号並びに前項第7号及び第9号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

12 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の仮設の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

13 条例第14条第4項第1号に掲げる行為（前各項の規定の適用を受ける工作物の新築、改築又は増築以外の工作物の新築、改築又は増築に限る。）に係る許可基準は、第1項第3号及び第4号並びに前項各号の規定の例によるほか、次のいずれかとする。

(1) 当該工作物の地上部分の水平投影外周線が公園事業道路等の路肩から20メートル以上離れていること。

(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

14 条例第14条第4項第2号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1)～(4) 省略

15 条例第14条第4項第3号に掲げる行為（露天掘りでない方法によるものに限る。）に係る許可基準は、坑口又は掘削口が第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等内に設けられるものでないこととする。ただし、次に掲げる基準のいずれかに適合するものについては、この限りでない。

(1)～(3) 省略

16 条例第14条第4項第3号に掲げる行為（露天掘りによるものに限る。）に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 条例第21条第4項の規定による許可を受け、又は同条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～エ 省略

(2)～(5) 省略

18 条例第21条第4項第5号に掲げる行為に係る許可基準は、第11項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

19 条例第21条第4項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 当該汚水又は廃水が条例第21条第4項第6号の規定により知事が指定した湖沼の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

20 条例第21条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1)～(5) 省略

21 条例第21条第4項第8号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) 省略

(2) 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

(3)～(11) 省略

22 条例第21条第4項第9号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

23 条例第21条第4項第10号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 省略

24 条例第21条第4項第11号及び第13号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

25 条例第21条第4項第12号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1) 前項第1号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 災害復旧のために行われるものであること。

26 条例第21条第4項第14号に掲げる行為に係る許可基準は、第24項第1号の規定の例によるほか、同条第4項第14号の規定により知事が指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧にあつては、当該放牧が反復継続して行われるものでないこととする。

27 条例第21条第4項第15号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

(1) 条例第14条第4項の規定による許可を受け、又は同条第6項の規定による届出をして現に露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取を行つている者がその掘採又は採取を行つている土地に隣接した土地において生業の維持のために行うもの(第2号又は第4号の規定の適用を受けるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

ア～エ 省略

(2)～(5) 省略

17 条例第14条第4項第4号に掲げる行為に係る許可基準は、第11項第2号の規定の例によるほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

18 条例第14条第4項第5号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1) 省略

(2) 当該汚水又は廃水が条例第14条第4項第5号の規定により知事が指定した湖沼の水質の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

19 条例第14条第4項第6号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1)～(5) 省略

20 条例第14条第4項第7号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。ただし、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであつて第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であつて第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。

(1) 省略

(2) 廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)を集積し、又は貯蔵するものでないこと。

(3)～(11) 省略

21 条例第14条第4項第8号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)～(4) 省略

22 条例第14条第4項第9号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)～(7) 省略

23 条例第14条第4項第10号及び第11号に掲げる行為に係る許可基準は、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

24 条例第14条第4項第12号に掲げる行為に係る許可基準は、その周辺の風致と著しく不調和である色彩に変更するものでないこととする。ただし、特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。

28 条例第21条第4項第16号及び第17号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1)・(2) 省略

29 その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第21条第4項各号に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることがある。

30 条例第21条第4項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第21条第4項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実に認められるものでないこと。

(土地所有者等との協議)

第16条の4 知事は、条例第21条第4項第16号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第17条 条例第21条第9項第4号に規定する知事が定める行為は、次_____に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 条例第21条第4項の許可を受けた行為又はこの条の各号に掲げる行為を行うため必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(6)の2～(10) 省略

(10)の2 宅地又は道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(10)の3・(10)の4 省略

(10)の5 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。）を設置すること。

(11)～(16) 省略

(16)の2 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(16)の3 宅地の木竹を損傷すること（条例第21条第4項第3号の知事が指定する区域内において損傷するものに限る。以下この条において同じ。）。

(16)の4 自家用のために木竹を損傷すること。

(16)の5 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の6 農業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の7 漁業を営むために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の8 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。

(16)の9 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の10 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の11 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木

25 条例第14条第4項第13号及び第14号に掲げる行為に係る許可基準は、次のいずれかとする。

(1)・(2) 省略

26 その自然的、社会経済的条件から判断して前各項に規定する基準の全部又は一部を適用することが適当でないとき知事が認めて指定した特別地域内の区域及び当該区域内において行われる条例第14条第4項各号に掲げる行為については、知事は、当該基準の特例を定めることがある。

27 条例第14条第4項各号に掲げる行為に係る許可基準は、前各項に規定する基準のほか、次のとおりとする。

(1)・(2) 省略

(3) 申請に係る行為の当然の帰結として予測され、かつ、その行為と密接不可分な関係にあることが明らかな行為について条例第14条第4項の規定による許可の申請があつた場合に、当該申請に対して不許可の処分がされることとなることが確実に認められるものでないこと。

(土地所有者等との協議)

第16条の4 知事は、条例第14条第4項第13号の区域の指定に当たっては、その区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（以下「土地所有者等」という。）の財産権を尊重し、土地所有者等と協議するものとする。

（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）

第17条 条例第14条第9項第3号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(6) 条例第14条第4項の許可を受けた行為又は本条各号_____に掲げる行為を行うため必要な工事用の仮工作物（宿舎を除く。）を新築し、改築し、又は増築すること。

(6)の2～(10) 省略

(10)の2 _____道路に送水管、ガス管、電線等を埋設すること。

(10)の3・(10)の4 省略

(11)～(16) 省略

竹を損傷すること。

(16)の12 電線路の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の13 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る木竹を損傷すること。

(16)の14 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区（以下「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(16)の15 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区（以下「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(16)の16 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の17 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。

(16)の18 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(16)の19 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。

(16)の20 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(17)～(25)の12 省略

(26) 宅地内にある植物で条例第21条第4項第11号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

(26)の2 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る植物を採取し、又は損傷すること。

(26)の3 農業を営むために条例第21条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと（同号の知事が指定する区域内において行うものに限る。次号において同じ。）。

(26)の4 森林の整備及び保全を図るために条例第21条第4項第12号の規定により知事が指定する植物を植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(26)の5 知事が指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること（条例第21条第4項第12号に掲げる行為に該当するものを除く。以下この条において同じ。）。

(26)の6 宅地内に木竹を植栽すること。

(26)の7 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の木竹を

(17)～(25)の12 省略

(26) 宅地内にある植物で条例第14条第4項第10号の規定により知事が指定するものを採取し、又は損傷すること。

植栽すること。

26の8 省略

26の9 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例第13条第1項の規定による知事の許可に係る動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

26の10 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

26の11 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

26の12 県指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第4項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

26の13 省略

26の14 省略

26の15 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第21条第4項第14号の知事が指定するものに限る。以下この条において同じ。)を放つこと(同号の知事が指定する区域において放つものに限る。以下この条において同じ。)

26の16 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。

26の17 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの

ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。

イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

26の18 家畜を係留放牧すること(条例第21条第4項第14号に掲げる行為に該当するものを除く。)

27・28 省略

28の2 農業を営むために立ち入ること。

28の3～28の12 省略

28の13 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採するために立ち入ること。

28の14 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること(土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。)

28の15 条例第21条第4項第16号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

28の16 条例第21条第4項第16号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各

26の2 省略

26の3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第1項の規定による知事の許可に係る鳥獣を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれらの卵を採取し、若しくは損傷すること。

26の4 省略

26の5 省略

27・28 省略

28の2 農業を営むために通常行われる行為のために立ち入ること。

28の3～28の12 省略

28の13 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地における行為を行うために立ち入ること

28の14 条例第14条第4項第13号の規定により知事が指定する区域内に存する施設の維持管理を行うために立ち入ること。

28の15 条例第14条第4項第13号の規定により知事が指定する区域の隣接地において、同項の許可を受けた行為又はこの条の各

号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

- (28)の17 省略
- (28)の18 省略
- (28)の19 省略
- (28)の20 省略
- (28)の21 省略
- (28)の22 省略
- (28)の23 省略
- (28)の24 省略
- (28)の25 省略
- (28)の26 省略
- (28)の27 省略
- (29) 省略
- (30) 省略
- (31) 省略

(32) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、小規模に土地の形状を変更し、又は屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風致の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(33) 省略

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第17条の3 条例第22条第3項第6号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第17条第6号、第6号の2、第7号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第7号の2、第8号、第10号の2、第10号の4、第14号、第15号、第16号の2、第16号の8、第16号の12から第16号の15まで、第16号の17、第23号、第25号、第25号の2、第26号の2、第26号の5、第26号の9から第26号の12まで、第28号の13、第28号の19又は第29号に掲げる行為

号に規定する行為を行うため、やむを得ず通過する目的で立ち入ること。

- (28)の16 省略
- (28)の17 省略
- (28)の18 省略
- (28)の19 省略
- (28)の20 省略
- (28)の21 省略
- (28)の22 省略
- (28)の23 省略
- (28)の24 省略
- (28)の25 省略
- (28)の26 省略
- (28)の27 省略
- (28)の28 省略
- (28)の29 省略

(29) 知事の指定する地域以外の地域において木竹を植栽すること。

(30) 宅地内に木竹を植栽すること。

(31) 桑、茶、こうぞ、みつまた、こりやなぎ、桐、果樹、その他農業用に栽培する木竹又は現存する木竹と同一種類の竹木を植栽すること。

(32) 家畜を係留放牧すること。

(33) 省略

(利用調整地区における認定等を要しない行為)

第17条の3 条例第15条第3項第5号に規定する規則で定める行為は、自然公園の利用者以外の者が行うものであつて次に掲げるものとする。

(1) 特別地域内で行われる行為で次に掲げるもの

ア 第17条第6号、第6号の2、第7号（港湾施設及び航路標識その他船舶の交通の安全を確保するために必要な施設に係る部分に限る。）、第7号の2、第8号、第10号の2、第10号の4、第14号、第15号_____、第23号、第25号、第25号の2、第26号の3、第28号の18、第28号の27_____又は第29号に掲げる行為

イ 農林漁業を営むために行う第17条第1号、第4号、第5号、第18号及び第26号の8に掲げる行為

(2)～(21) 省略

22 県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。

23 省略

(立入りの認定の基準)

第17条の4 条例第23条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(立入りの認定の申請)

第17条の5 条例第23条第2項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

(1) 省略

(2) 申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数(条例第23条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

2 前項の申請書には、申請者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第17条の6 条例第23条第4項(同条第8項において準用する場合を含む。)の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 立入りの認定を受けた者の氏名

(4) 省略

2 省略

(立入認定証の再交付)

第17条の7 条例第23条第5項(同条第8項において準用する場合を含む。)の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

(1) 省略

(2) 再交付を必要とする枚数(条例第23条第7項の認定に係る申請を行う場合に限る。)

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件)

第17条の8 条例第23条第7項に規定する規則で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、同条第1項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

(指定認定機関の指定の申請等)

第17条の9 条例第24条第2項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の

イ 農林漁業を営むために行う第17条第1号、第4号、第5号、第18号及び第26号の2に掲げる行為

(2)～(21) 省略

22 省略

(立入りの認定の基準)

第17条の4 条例第16条第1項第2号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(5) 省略

(立入りの認定の申請)

第17条の5 条例第16条第2項 _____の規定による認定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(6) 省略

2 前項の申請書には、利用者が前条第3号から第5号までの基準を遵守して立ち入ることを約する書面を添付しなければならない。

(立入認定証の記載事項)

第17条の6 条例第16条第4項 _____の立入認定証には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1)・(2) 省略

(3) 立入認定証を受けた者の氏名

(4) 省略

2 省略

(立入認定証の再交付)

第17条の7 条例第16条第5項 _____の規定による立入認定証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事又は指定認定機関に提出して行うものとする。

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(指定認定機関の指定の申請等)

第17条の8 条例第17条第2項の規定による指定の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及

氏名

(2)～(4) 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 申請者が条例第24条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類

(6) 省略

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第17条の10 条例第26条第1項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第26条第1項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) 省略

(事業計画等の認可の申請等)

第17条の11 条例第26条第2項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第26条第2項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) 省略

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第17条の12 条例第26条第4項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(4) 省略

(認定関係事務の引継ぎ等)

第17条の13 指定認定機関は、知事が条例第26条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第28条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(普通地域内における行為の届出書)

第17条の14 条例第32条第1項の規定による届出は、普通地域内行為届出書(様式第8号)を知事に提出して行うものとする。

2 省略

3 条例第32条第1項の知事が定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 行為の目的

(3) 行為地及びその付近の状況

(4) 行為の完了予定日

(工作物の基準)

第18条 条例第32条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 海面以外の区域

ア～ケ 省略

(2) 海面の区域

ア・イ 省略

(普通地域内における届出を要しない行為)

び主たる事務所の所在地)

(2)～(4) 省略

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1)～(4) 省略

(5) 申請者が条例第17条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書類

(6) 省略

(認定関係事務の実施に関する規程の認可の申請等)

第17条の9 条例第19条第1項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に認定関係事務の実施に関する規程を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第19条第1項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) 省略

(事業計画等の認可の申請等)

第17条の10 条例第19条第2項前段の規定による認可の申請は、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添えて、これを知事に提出して行うものとする。

2 条例第19条第2項後段の規定による認可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(3) 省略

(認定関係事務の休廃止の許可の申請)

第17条の11 条例第19条第4項の規定による許可の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出して行うものとする。

(1)～(4) 省略

(認定関係事務の引継ぎ等)

第17条の12 指定認定機関は、知事が条例第19条第5項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、同条第4項の許可を受けて認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が条例第21条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

(1)～(3) 省略

(普通地域内における行為の届出書)

第17条の13 条例第25条第1項の規定による届出は、普通地域内行為届出書(様式第8号)を知事に提出して行うものとする。

2 省略

3 条例第25条第1項の知事が定める事項は、行為者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)、行為の目的、行為地及びその付近の状況並びに行為の完了予定日とする。

(工作物の基準)

第18条 条例第25条第1項第1号に規定する知事が定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に従い、工作物の種類ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 海面以外の区域

ア～ケ 省略

(2) 海面の区域

ア・イ 省略

(普通地域内における届出を要しない行為)

第19条 条例第32条第7項第4号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第10号の5まで、第18号から第21号まで、第22号から第25号の2まで、第27号又は第28号に掲げる行為

(2)～(15) 省略

(16) 道路、駐車場、運動場、芝生で覆われた園地、植生のない砂浜その他の原状回復が可能な場所において、地域の活性化を目的とする自然を活用した催しを実施するため、工作物を新築し、改築し、若しくは増築し、広告物等を建築物の壁面に掲出し、若しくは設置し、若しくは工作物等に表示し、又は小規模に土地の形状を変更すること（一時的に行われ、当該催しの終了後遅滞なく原状回復が行われるものであり、かつ、当該催しに関し、地方公共団体が作成する次に掲げる事項を記載した計画であつて、当該催しの開始の日の30日前までに知事に提出されたものに基づき行われるものに限る。以下この号において「工作物の新築等」という。）。

ア 催しの名称、概要、主催者名、開催場所及び開催期間

イ 風景の維持のために行われる措置の内容

ウ 原状回復を確実に実施するための体制及び方法並びにその実施期限

エ 工作物の新築等に着手する15日前までに、その概要を知事に通知する旨

(17) 省略

（既着手行為等の届出書）

第19条の2 条例第21条第6項の規定による届出は特別地域内既着手行為届出書（様式第9号）を、同条第7項の規定による届出は特別地域内非常災害応急措置届出書（様式第10号）を、同条第8項の規定による届出は特別地域内植栽・放牧届出書（様式第11号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第16条の2第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第21条第7項の規定による届出にあつては、第16条の2第2項第1号に掲げる図面を添えれば足りる。

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第19条の3 条例第21条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第32条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条の2第2項及び第3項又は第17条の14第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 省略

3 第1項に該当するもののほか、条例第21条第4項の規定による許可の申請又は同条第6項若しくは第8項若しくは条例第32条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

第4章 生態系維持回復事業

（生態系維持回復事業の確認）

第19条の4 国及び他の地方公共団体（次条において「国等」という。）が条例第38条第2項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

第19条 条例第25条第7項第3号に規定する知事が定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第17条第1号から第10号の4まで、第18号から第21号まで、第22号から第25号の2まで、第27号又は第28号に掲げる行為

(2)～(15) 省略

(16) 省略

（既着手行為等の届出書）

第19条の2 条例第14条第6項の規定による届出は特別地域内既着手行為届出書（様式第9号）を、同条第7項の規定による届出は特別地域内非常災害応急措置届出書（様式第10号）を、同条第8項の規定による届出は特別地域内植栽・放牧届出書（様式第11号）を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、第16条の2第2項各号に掲げる図面を添えなければならない。ただし、条例第14条第7項の規定による届出にあつては、第16条の2第2項第1号に掲げる図面を添えれば足りる。

（許可の申請書又は届出書の添付図面等の省略等）

第19条の3 条例第14条第4項の規定による許可を受けた行為又は条例第25条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第16条の2第2項及び第3項又は第17条の13第2項の規定により申請書又は届出書に添えなければならない図面又は書類（以下この条において「添付図面等」という。）のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添えれば足りる。

2 省略

3 第1項に該当するもののほか、条例第14条第4項の規定による許可の申請又は同条第6項若しくは第8項若しくは条例第25条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付図面等の全部を添える必要がないと認められるときは、当該添付図面等の一部を省略することができる。

(1) その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

ア 生態系の状況の把握及び監視

イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖

オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発

カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第19条の5 県及び国等以外の者が条例第38条第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第19条の6 条例第38条第4項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認（認定）申請書（様式第11号の2）を知事に提出して行うものとする。

2 条例第38条第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第38条第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第11号の3）

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第19条の7 条例第38条第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第19条の8 条例第38条第7項の規定による変更の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書（様式第11号の4）を知事に提出して行うものとする。

2 第19条の6第3項の規定は、条例第38条第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。

(軽微な変更の届出)

第19条の9 条例第38条第9項の規定による届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書（様式第11号の5）を知事に提出して行うものとする。

第5章 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第19条の10 条例第41条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

第4章 風景地保護協定及び公園管理団体

(風景地保護協定の基準)

第19条の4 条例第30条第3項第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(8) 省略

(風景地保護協定の公告)

第19条の11 条例第42条第1項(条例第45条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

(1)～(6) 省略

第19条の12 前条の規定は、条例第44条(条例第45条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第19条の13 条例第47条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) 省略

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第48条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第48条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第48条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第6章 雑則

(証明書の様式)

第20条 条例第16条第2項、第29条第2項、第34条第3項、第36条第3項又は第53条第4項

の規定により当該職員の携帯する証明書は、身分証明書(様式第12号)とする。

(損失補償請求)

第21条 条例第54条第3項の規定により同条第1項又は第2項の規定による損失の補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2)・(3) 省略

様式第1号(第4条関係) 公園事業執行同意(認可)申請書

公園事業執行同意(認可)申請書	
省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 _____ にあつては、その代表者の氏名
公園施設の種類の	省略
公園施設の位置	省略
公園施設の規模及び構造 (運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)	省略
公園施設の管理又は経営の方法	経営方法 直営 委託(受託者 _____)
	料金 有(標準的な額 _____)
	徴収 無

(1)～(8) 省略

(風景地保護協定の公告)

第19条の5 条例第31条第1項(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

(1)～(6) 省略

第19条の6 前条の規定は、条例第33条(条例第34条において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(公園管理団体の指定基準)

第19条の7 条例第36条第1項の規定による公園管理団体の指定は、次に掲げる基準に適合していると認められるものについて行うものとする。

(1) 省略

(2) 自然環境に関する科学的知見を有していることその他条例第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる技術的な基礎を有するものであること。

(3) 十分な活動実績を有していることその他条例第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができる人員及び財政的基礎を有するものであること。

(4) 営利を目的としないことその他条例第37条各号に掲げる業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

第5章 雑則

(証明書の様式)

第20条 条例第22条第2項、第27条第3項、第29条第3項若しくは第42条第4項又は第11条第2項(第15条において準用する場合を含む。)の規定により当該職員の携帯する証明書は

身分証明書(様式第12号)とする。

(損失補償請求)

第21条 条例第43条第3項の規定により同条第1項又は第2項の規定による損失の補償を請求しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

(1) 請求者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

(2)・(3) 省略

様式第1号(第3条関係) 公園事業執行認可申請書

公園事業執行認可申請書	
省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
公園事業の種類	省略
施設 _____ の位置	省略
施設 _____ の規模及び構造 (運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。)	省略
施設の管理又は経営の方法の概要	

	供用 期間	通年 季節（供用期間）
自然公園の利用のための公園施設にあつては、当該公園施設の供用開始の予定年月日	省略	
工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間	年 月 日 着工 年 月 日 完了	
省略		

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 省略

3 のある欄は、 の中にレ印を付すること。

4 運輸施設については、「公園施設の管理又は経営の方法」欄の「受託者」欄、「標準的な額」欄及び「供用期間」欄には、記入することを要しない。

5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。ただし、運輸施設に関する公園事業にあつては(7)、(8)及び(10)に掲げる書類、国並びに他の地方公共団体及びその他の公共団体が執行する公園施設に関する公園事業にあつては(1)、(2)、(6)から(8)まで及び(11)に掲げる書類は、添付を要しない。

(1) 個人にあつては、住民票の写し

(2) 法人にあつては、登記事項証明書

(3) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(4) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(5) 公園施設の規模及び構造（運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響を明らかにするために必要な事項に限る。）を明らかにした縮尺1,000分の1以上の各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺1,000分の1以上の配置図

(6) 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

(7) 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する書類

(8) 事業資金を調達することができることを証する書類

(9) 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景

事業資金の総額及びその調達方法	
自然公園の利用のための施設___にあつては、その施設___の供用開始の予定年月日	省略
工事の施行を要する場合にあつては、その施行の予定期間	認可を受けてから 日以内に着手 工事に着手してから 日以内に完了
省略	

注

1 省略

2 運輸施設に関する公園事業の執行の認可を受けようとする者は、「施設の管理又は経営の方法の概要」欄及び「事業資金の総額及びその調達方法」欄には、記入することを要しないこと。

3 省略

4 市町及びその他の公共団体が行う公園事業については、この様式注以外の部分中「公園事業執行認可申請書」とあるのは「公園事業執行協議書」と、「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法（昭和27年法律第180号）による道路」と、同様式注1中「運輸施設」とあるのは「運輸施設又は道路法による道路」と、「認可を受けよう」とあるのは「同意を得よう」ととする。

のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺1,000分の1以上の図面

(10) 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

(11) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

(12) 公園事業の執行に関し土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

様式第7号（第16条の2関係） 特別地域内行為許可申請書

様式第7号（その1）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その2）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

様式第7号（第16条の2関係） 特別地域内行為許可申請書

様式第7号（その1）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1～3 省略

様式第7号（その2）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注 1 ~ 3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その4）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 _____ にあつ [㊟] ては、その代表者の氏名
省略	

注 1 ~ 5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲

注 1 ~ 3 省略

様式第7号（その3）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつ [㊟] ては、その代表者の氏名
省略	

注 1 ~ 5 省略

げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その5)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築(愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その6)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

様式第7号(その4)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~4 省略

様式第7号(その5)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~3 省略

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その7）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の

様式第7号（その6）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

風致の状況及び特質

- イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その8)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。
- 4 省略
- 5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

- イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その9)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

様式第7号(その7)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

- 3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。
- 4 省略

様式第7号(その8)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注 1 ~ 3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その10）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 _____ にあつ [㊟] ては、その代表者の氏名
省略	

注 1 省略

- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。
- 3 省略
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 - (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる

注 1 ~ 3 省略

様式第7号（その9）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつ [㊟] ては、その代表者の氏名
省略	

注 1 省略

- 2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。
- 3 省略

計画になつている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その11）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その13）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
----	--

様式第7号（その10）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

様式第7号（その11）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
----	---------------------------------------

ては、その代表者の氏名

省略

注 1・2 省略

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

4・5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その15）

省略

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人 _____ にあつては、その代表者の氏名

省略

注 1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタ

ては、その代表者の氏名

省略

注 1・2 省略

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

4・5 省略

様式第7号（その12）

省略

申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名

省略

注 1・2 省略

ール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号（その16）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注 1 省略

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。

3～5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行

様式第7号（その13）

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注 1 省略

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。

3～5 省略

方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その17)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1～4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第8号(第17条の14関係) 普通地域内行為届出書

様式第8号(その1)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1～3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

様式第7号(その14)

省略	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1～4 省略

様式第8号(第17条の2関係) 普通地域内行為届出書

様式第8号(その1)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1～3 省略

- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号(その2)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~4 省略

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号(その3)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号(その4)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号(その5)

様式第8号(その2)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~4 省略

様式第8号(その3)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1・2 省略

様式第8号(その4)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名
省略	

注1~3 省略

様式第8号(その5)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1～5 省略

6 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第8号(その6)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。

3 省略

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第9号(第19条の2関係) 特別地域内既着手行為届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1～5 省略

様式第8号(その6)

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1 省略

2 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平坦地等の別及び林地、伐採跡地、草地等の別を記入すること。

3 省略

様式第9号(第19条の2関係) 特別地域内既着手行為届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名	㊟
省略		

注1・2 省略

様式第10号（第19条の2関係） 特別地域内非常災害応急措置届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名	印
省略		

注1・2 省略

3 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図を添付すること。

様式第11号（第19条の2関係） 特別地域内植栽・放牧届出書

様式第11号（その1）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名	印
省略		

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第11号（その2）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人_____にあつては、その代表者の氏名	印
省略		

注1・2 省略

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第12号（第20条関係） 身分証明書

（表）

省略	上記の者は、愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第16条第1項、第29条第1項、第34条第2項、第36条第2項及び第53条第1項 _____の規定に基づき、公園事業の執行に關
----	--

様式第10号（第19条の2関係） 特別地域内非常災害応急措置届出書

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名	印
省略		

注1・2 省略

様式第11号（第19条の2関係） 特別地域内植栽・放牧届出書

様式第11号（その1）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名	印
省略		

注1・2 省略

様式第11号（その2）

省略	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人又は組合にあつては、その代表者の氏名	印
省略		

注1・2 省略

様式第12号（第20条関係） 身分証明書

（表）

省略	上記の者は、愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）第22条第1項、第27条第2項、第29条第2項及び第42条第1項並びに愛媛県立自然公園条例施行規則（昭和34年愛媛県規則第29号）第11条第1項（同規則第15条の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき_____
----	--

する立入検査、指定認定機関に対する立入検査、愛媛県立自然公園の保護_____のために必要な立入検査等、愛媛県立自然公園の利用のために必要な指示又は実地調査のための立入り、標識の設置等_____を行う職員であることを証明する。

省略

愛媛県立自然公園条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

第16条 知事は、第10条第3項の認可を受けた者に対し、第9条からこの条まで及び第20条の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（報告徴収及び立入検査）

第29条 知事は、第23条から次条まで_____の規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 省略

（報告徴収及び立入検査）

第34条 知事は、自然公園の保護のために必要であると認めるときは、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第32条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第21条第4項、第22条第3項第7号、第32条第2項又は前条の規定による処分をするために必要であると認めるときは、その必要な限度において、その職員に_____、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項第7号若しくは第32条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に_____提示しなければならない。

4 省略

（裏）

（利用のための規制）

第36条 省略

2 省略

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に_____提示しなければならない。

（実地調査）

第53条 省略

_____、指定認定機関に対する立入検査、愛媛県立自然公園の保護又は利用のために必要な立入検査、指示等若しくは_____実地調査のための立入り、標識の設置等又は公園事業の執行に関し立入検査等を行う職員であることを証明する。

省略

愛媛県立自然公園条例（抄）

（報告徴収及び立入検査）

（報告徴収及び立入検査）

第22条 知事は、第16条から第23条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 省略

（報告の徴収及び立入検査）

第27条 知事は、自然公園の保護のために必要であると認めるときは、第14条第4項若しくは第15条第3項第6号の規定による許可を受けた者又は第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、第14条第4項、第15条第3項第6号、第25条第2項又は前条の規定による処分をするために必要であると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入らせ、第14条第4項各号、第15条第3項第6号若しくは第25条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風景に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前項に規定する_____職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 省略

（裏）

（利用のための規制）

第29条 省略

2 省略

3 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（実地調査）

第42条 省略

2・3 省略

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 省略

注 省略

2・3 省略

4 第1項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 省略

愛媛県立自然公園条例施行規則（抄）

（報告の徴収及び立入検査）

第11条 知事は、公園事業者に対し、公園事業の執行に関し報告を命じ、又は当該職員に公園事業に係る施設に立ち入らせ、その設備及び帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは公園事業の執行に関し質問をさせることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 公園事業者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し、虚偽の陳述をしてはならない。

注 省略

第2条 愛媛県立自然公園条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号(第6条関係) 公園事業変更同意(認可)申請書

公園事業変更同意(認可)申請書			年 月 日	
愛媛県知事	様	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印		
公園事業の執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日 愛媛県指令 第 号		
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	公園施設の種類			
	公園施設の位置			
	公園施設の規模及び構造			
	公園施設の管理又は経営の方法	経営方法		
		料金徴収		
供用期間				
変更しようとする年月日				
変更を必要とする理由				
工事施行の予定期間				
関係法令による手続の進捗状況				
備 考				

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 (3) 変更に係る次に掲げる書類
 ア 個人にあつては、住民票の写し
 イ 法人にあつては、登記事項証明書
 ウ 公園施設の規模及び構造(運輸施設にあつては、当該運輸施設が風景に及ぼす影響

を明らかにするために必要な事項に限る。)を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の各階平面図、2 面以上の立面図、2 面以上の断面図、構造図、意匠配色図及び給排水計画図並びに事業区域内にある公園施設の配置を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の配置図

エ 法人にあつては、定款、寄附行為又は規約

オ 公園施設の管理又は経営に要する経費について収入並びに支出の総額及びその内訳を記載した書類その他公園施設を適切に管理し又は経営することができることを証する書類

カ 事業資金を調達することができることを証する書類

キ 工事の施行を要する場合にあつては、木竹の伐採、修景のための植栽その他当該工事に付随する工事の内容を明らかにした書類及び縮尺 1,000 分の 1 以上の図面

ク 工事の施行を要する場合にあつては、積算の基礎を明らかにした工事費概算書

ケ 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類

コ 公園事業の執行に関し土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)の規定により土地又は権利を収用し又は使用する必要がある場合にあつては、その収用又は使用を必要とする理由書

様式第3号(第7条関係) 公園事業軽微変更届出書

公園事業軽微変更届出書			年 月 日	
愛媛県知事	様			
		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	印	
公園事業の執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号		年 月 日 愛媛県指令 第 号		
公 園 施 設 の 種 類				
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	住所及び氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)			
	公園施設の管理又は経営の方法	受 託 者		
		標準的な額		
		供 用 期 間		
	供用開始予定年月日			
工事施行の予定期間				
変更年月日				
変更理由				
備 考				

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第3号の2を削る。

様式第4号から様式第6号までを次のように改める。

様式第4号(第8条関係) 公園事業承継同意(承認)申請書

公園事業承継同意(承認)申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	申請者 名称及び住所並びに 代表者の氏名 印
公園事業の執行の同意を得た(認可を受けた)年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
公園施設の種類		
合併(分割)法人の名称、住所及び代表者の氏名		
合併(分割)年月日		
合併(分割)の理由		
関係法令による手続の進捗状況		
備 考		

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人の定款、寄附行為又は規約及び登記事項証明書
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 合併契約書及び合併により消滅した公園事業者の登記事項証明書又は分割契約書

様式第5号(第8条関係) 公園事業相続承認申請書

公園事業相続承認申請書	
愛媛県知事	年 月 日 申請者 氏名及び住所 印
公園事業の執行の認可を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
公園施設の種類	
被相続人の氏名及び住所	
被相続人が死亡した年月日	
被相続人との続柄	
関係法令による手続の進捗状況	
備 考	

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 住民票の写し
- (2) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (3) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (4) 公園事業の執行に必要な土地、家屋その他の物件を当該公園事業の執行のために使用することができることを証する書類
- (5) 被相続人との続柄を証する書類
- (6) 相続人が2人以上ある場合においては、その全員の同意により公園事業を承継すべき相続人として選定されたことを証する書類

様式第6号（第9条関係） 公園事業休止（廃止）届出書

公園事業休止（廃止）届出書	
愛媛県知事	年 月 日
様	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
公園事業の執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号
公園施設の種類	
休止しようとする公園施設の範囲	
休止予定期間（廃止予定年月日）	
休止中（廃止後）の公園施設の管理方法（取扱い）	
休止（廃止）を必要とする理由	
関係法令による手続の進ちよく状況	
備 考	

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺 2 万 5,000 分の 1 以上の地形図
 (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真

様式第 6 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第6号の2（第10条関係） 公園事業執行同意（認可）失効届出書

公園事業執行同意（認可）失効届出書		年 月 日
愛媛県知事	様	届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
公園事業の執行の同意を得た（認可を受けた）年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
公園施設の種類		
失効年月日		
失効の理由		
備考		

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 公園施設の位置を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 公園施設の付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 他法令の規定による行政庁の許可、認可その他の処分が取り消されたことその他その効力が失われたことを証する書類

様式第7号(その2)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その3)

特別地域内木竹損傷許可申請書		
愛媛県知事	様	年 月 日
		申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
自然公園の名称		
行為の目的		
行為の場所	市 郡 町	大字 字 番地
行為地及びその付近の状況		
損傷物の種類		
行為の施行方法	損傷物の数量	
	損傷方法	
	関連行為の概要	
行為予定期日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
関係法令による手続の進捗状況		
備考		

- 注 1 記名押印に代えて署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 3 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
 (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
 (5) 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の規定による許可を現

に受け又は受けることが确实である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

- ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
- イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その11)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その12)

特別地域内植物植栽（ ^は 播種）許可申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
自然公園の名称		
行為の目的		
行為の場所	市 郡 町 大字 字 番地	
行為地及びその付近の状況		
植栽する（ ^は 播種する）植物の種類		
行為の施行方法	植栽（ ^は 播種）面積	
	植栽（ ^は 播種）数量	
	植栽（ ^は 播種）方法	
	管 理 方 法	
	関連行為の概要	
行為予定期日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
関係法令による 手続の進ちよく 状況		
備 考		

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
- 4 次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 2 万5,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000 分の 1 以上の概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構

造図及び意匠配色図

- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面
- (5) 申請に係る行為（道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。）の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になつている道路の新築（愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。）である場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類
- ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質
 - イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
 - ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
 - エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点から比較した結果

様式第7号(その13)の次に次の1様式を加える。

様式第7号(その14)

特別地域内動物放出許可申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
自然公園の名称		
行為の目的		
行為の場所	市 郡 町	大字 字 番地
行為地及びその付近の状況		
動物(家畜)の種類		
行為の施行方法	動物(家畜)の数量(頭数)	
	管 理 方 法	
行為予定期日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
関係法令による手続の進ちよく状況		
備 考		

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 「行為地及びその付近の状況」欄には、傾斜地(急緩の別)、平たん地等の別及び林地、伐採跡地、草生地等の別を記入すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為の場所を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

(5) 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)の場所の面積が1ヘクタール以上である場合又は申請に係る行為がその延長が2キロメートル以上若しくはその幅員が10メートル以上となる計画になっている道路の新築(愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である

場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書類

ア 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致の状況及び特質

イ 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用

ウ 当該行為が風致に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置

エ 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合に
あつては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致の保護の観点
から比較した結果

様式第11号の次に次の4様式を加える。

様式第11号の2（第19条の6関係） 生態系維持回復事業確認（認定）申請書

生態系維持回復事業確認（認定）申請書	
愛媛県知事	年月日 様 申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
生態系維持回復事業を行う期間	
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
関係法令による手続の進ちよく状況	
備 考	

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図

(2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第11号の3）

様式第11号の3（第19条の6、様式第11号の2、様式第11号の4関係） 生態系維持回復事業実施計画書

自然公園の名称		
生態系維持回復事業の名称		
生態系維持回復事業を行う期間		
生態系維持回復事業の目標		
生態系維持回復事業を行う区域		
生態系維持回復事業の内容	生態系の状況の把握及び監視	
	生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除	
	動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善	
	生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖	
	生態系の維持又は回復に資する普及啓発	
	必要な調査等	
備	考	

注1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第11号の4（第19条の8関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書		年 月 日	
愛媛県知事	様	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印	
確認（認定）を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号		
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
関係法令による手続の進ちよく状況			
備 考			

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第11号の3）

様式第11号の5 (第19条の9関係) 生態系維持回復事業軽微変更届出書

生態系維持回復事業軽微変更届出書		
愛媛県知事	様	年月日
		届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
確認(認定)を受けた年月日及び番号	年月日 愛媛県指令 第号	
変更の内容	変更前	変更後
変更年月日		
備考		

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県自然環境保全条例施行規則(昭和49年愛媛県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(保全地域の指定等の案の公告)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 条例第19条第3項(同条第4項において準用する _____ 場合を含む。)の規定による公示は、次 _____ に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>3 条例第19条第4項において準用する条例第18条第3項の規定による公告は、前項各号に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)~(ク) 省略</p> <p>(カ) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(第13号及び第18条第11号を除き、以下「道路」という。)であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの</p> <p>(シ)~(ソ) 省略</p> <p>(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設</p> <p>(チ)・(ツ) 省略</p> <p>(テ) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設</p> <p>(ト)・(ナ) 省略</p> <p>(ニ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>(ヌ)~(ル) 省略</p> <p>エ・オ 省略</p> <p>(2)~(8) 省略</p> <p>(9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p> <p>当該木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、それらに支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(10) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。</p> <p>当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(11) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない</p>	<p>(保全地域の指定等の案の公告)</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 条例第19条第3項(同条第4項において準用する <u>同条第2項第2号又は第3号</u>に掲げる事項に係る変更の場合を含む。)の規定による告示は、<u>次の各号</u>に掲げる事項について行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(特別地区内の行為の許可基準)</p> <p>第15条 条例第21条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物(以下「工作物」という。)を新築すること。</p> <p>ア・イ 省略</p> <p>ウ 次に掲げる工作物</p> <p>当該新築の方法並びに当該工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(ア)~(ク) 省略</p> <p>(カ) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(第10号及び第18条第8号を除き、以下「道路」という。)であつて、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの</p> <p>(シ)~(ソ) 省略</p> <p>(タ) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設</p> <p>(チ)・(ツ) 省略</p> <p>(テ) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第4項に規定する航空保安施設</p> <p>(ト)・(ナ) 省略</p> <p>(ニ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第14号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)</p> <p>(ヌ)~(ル) 省略</p> <p>エ・オ 省略</p> <p>(2)~(8) 省略</p>

い動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）。

当該行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第17条 条例第21条第10項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(8) 省略

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき環境大臣が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第3項の規定により知事が環境大臣に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(10) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項の規定に基づき知事が指定する鳥獣保護区内において、同法第28条の2第1項の規定により県が行う保全事業又は同条第3項の規定により知事に協議し、その同意を得た保全事業として木竹を損傷すること。

(11) 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する業務を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(12) 省略

(13) 省略

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第18条 条例第21条第10項第4号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア～サ 省略

シ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ス・セ 省略

ソ 航空法第2条第5項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第141条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

チ～ネ 省略

(2)～(4) 省略

(5) 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

ア～オ 省略

カ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

（特別地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第17条 条例第21条第10項第2号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1)～(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

（特別地区内における許可等を要しない行為）

第18条 条例第21条第10項第3号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 工作物を新築し、改築し、又は増築することであつて次に掲げるもの

ア～サ 省略

シ 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定する廃油処理施設を改築し、又は増築すること。

ス・セ 省略

ソ 航空法第2条第4項に規定する航空保安施設を改築し、又は増築すること。

タ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第86条第3項に規定する陸標を改築し、又は増築すること。

チ～ネ 省略

(2)～(4) 省略

(5) 木竹を伐採することであつて次に掲げるもの

ア～オ 省略

(6) 省略

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷することであつて次に掲げるもの

- ア 建築物の存する敷地内において、木竹を損傷すること。
- イ 自家の生活の用に充てるために木竹を損傷すること。
- ウ 生業の維持のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- エ 枯損した木竹又は危険な木竹を損傷すること。
- オ 病害虫の防除のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- カ 災害からの避難、災害復旧又は防災のために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- キ 施設又は設備の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- ク 愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第13条第1項の規定による知事の許可に係る木竹を損傷すること。
- ケ 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（平成15年法律第130号）第2条第3項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。
- コ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を損傷すること。
- サ 土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者がその所有又は権利に係る土地の維持管理を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること（土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者の同意を得て行う場合を含む。）。
- シ 法令の規定による検査、調査その他これらに類する行為を行うために必要な範囲内で木竹を損傷すること。

(8) 条例第21条第4項第8号の知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして同号の規定により知事が指定するものを森林の整備及び保全を図るために植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。）であつて次に掲げるもの

- ア 遭難者の救助に係る業務を行うために犬（条例第21条第4項第9号の知事が指定するものに限る。以下この号において同じ。）を放つこと（同号の知事が指定する区域内において放つものに限る。以下この号において同じ。）。
- イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第3章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲するために犬を放つこと。
- ウ 人の生命、身体及び財産に危害を加え、自然環境保全上の問題を生じさせるおそれがない犬を放つことであつて、次に掲げるもの
 - ア 警察犬、狩猟犬その他これらと同等と認められるものを、その目的のために放つこと。
 - イ 野生鳥獣による人、家畜、農作物に対する被害を防ぐために犬を放つこと。

(6) 省略

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第21条第4項第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第21条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第19条 条例第22条第3項第5号の規則で定める行為は、第17条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第20条 条例第22条第3項第6号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号、第5号イからオまで又は第12号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号又は第12号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）

(2)～(4) 省略

（野生動植物の捕獲等の許可申請書等）

第21条 条例第22条第3項第7号の規定による許可の申請は、野生動植物捕獲等許可申請書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。

2 省略

（普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第24条 条例第23条第6項第4号の規則で定める行為は、第17条各号に掲げるものとする。

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第25条 条例第23条第6項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(2)～(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ウ 省略

エ 第18条第12号エからケまでに掲げる行為（同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

オ 省略

(7) 省略

第26条 省略

（生態系維持回復事業の確認）

第26条の2 国及び他の地方公共団体（次条において「国等」という。）が条例第26条の3第2項の確認を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の確認を受けるものとする。

(1) その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(2) その行う生態系維持回復事業の内容が次のいずれかに該当すること。

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 前各号に掲げる行為に附帯する行為又は条例第21条第4項第1号から第5号まで若しくは第7号に掲げる行為で森林法第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区内において同法第34条第2項（同法第44条において準用する場合を含む。）の許可を受けた者が行う当該許可に係るものに附帯する行為若しくは条例第21条第4項第6号に掲げる行為で同条第3項の規定により知事が指定する方法により当該限度内において行うものに附帯する行為

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第19条 条例第22条第3項第4号の規則で定める行為は、第17条各号に掲げるものとする。

（野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為）

第20条 条例第22条第3項第5号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 第18条第1号、第5号イからオまで、又は第9号アからカまで、ク若しくはケに掲げる行為（同条第1号又は第9号ウにあつては、工作物を新築することを除く。）

(2)～(4) 省略

（野生動植物の捕獲等の許可申請書等）

第21条 条例第22条第3項第6号の規定による許可の申請は、野生動植物捕獲等許可申請書（様式第5号）を知事に提出して行うものとする。

2 省略

（普通地区内における行為の制限の対象とならない国又は地方公共団体の行為）

第24条 条例第23条第6項第3号の規則で定める行為は、第17条各号に掲げるものとする。

（普通地区内における届出等を要しない行為）

第25条 条例第23条第6項第4号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(2)～(5) 省略

(6) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア～ウ 省略

エ 第18条第9号エからケまでに掲げる行為（同号カに掲げる行為にあつては、建築物の新築を含む。）

オ 省略

(7) 省略

第26条 省略

- ア 生態系の状況の把握及び監視
- イ 生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除
- ウ 動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善
- エ 生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖
- オ 生態系の維持又は回復に資する普及啓発
- カ アからオまでに掲げる事業に必要な調査等

(生態系維持回復事業の認定)

第26条の3 県及び国等以外の者が条例第26条の3第3項の認定を受ける場合は、次の各号のいずれにも該当することについて、知事の認定を受けるものとする。

(1) その者が次のいずれにも該当しないこと。

- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)又は条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

(2) その行う生態系維持回復事業が保全地域における生態系維持回復事業計画に適合すること。

(3) その行う生態系維持回復事業の内容が前条第2号アからカまでのいずれかに該当すること。

(生態系維持回復事業の確認又は認定の申請)

第26条の4 条例第26条の3第4項の生態系維持回復事業の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業確認(認定)申請書(様式第8号の2)を知事に提出して行うものとする。

2 条例第26条の3第4項第4号に規定する規則で定める事項は、生態系維持回復事業を行う期間とする。

3 条例第26条の3第5項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
- (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書(様式第8号の3)

(変更の確認又は認定を要しない軽微な変更)

第26条の5 条例第26条の3第6項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、同条第4項第1号に掲げる事項に係る変更とする。

(生態系維持回復事業の内容の変更の確認又は認定の申請)

第26条の6 条例第26条の3第7項の規定による変更の確認又は認定の申請は、生態系維持回復事業変更確認(認定)申請書(様式第8号の4)を知事に提出して行うものとする。

2 第26条の4第3項の規定は、条例第26条の3第8項において準用する同条第5項に規定する規則で定める書類について準用する。

(軽微な変更の届出)

第26条の7 条例第26条の3第9項の規定による届出は、生態系維持回復事業軽微変更届出書(様式第8号の5)を知事に提出して行うものとする。

(許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第27条 条例第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可を受けた行為又は条例第23条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項、第14条第2項、第21条第2項又は第22条第2項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面及び書類(以

(許可の申請書又は届出書の添付図書の省略等)

第27条 条例第21条第4項若しくは第22条第3項第6号の規定による許可を受けた行為又は条例第23条第1項の規定による届出を了した行為の変更に係る許可の申請又は届出にあつては、第13条第2項、第14条第2項、第21条第2項又は第22条第2項の規定により申請書又は届出書に添付しなければならない図面及び書類(以

下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 省略

3 第1項に該当するもののほか、条例第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の規定による許可の申請又は条例第21条第9項若しくは第23条第1項の規定による届出に係る行為が軽易なものであることその他の理由により添付する必要がないと認められる添付図書があるときは、当該添付図書を省略することができる。

様式第2号(第14条関係) 特別地区内行為許可申請書

様式第2号(その1)~(その6) 省略

様式第2号(その10) 省略

様式第2号(その11) 省略

様式第7号(第26条関係) 実施状況検査身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

(報告及び検査等)

第25条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第21条第4項若しくは第22条第3項第7号の許可を受けた者若しくは第23条第2項若しくは前条の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項本文若しくは第23条第1項各号に掲げる行為若しくは前条の規定による命令に係る行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 省略

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第7章 罰則

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 省略

省略

様式第8号(第26条関係) 実地調査身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

(実地調査)

第27条 省略

2~5 省略

第7章 罰則

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 省略

省略

下この条において「添付図書」という。)のうち、その変更に関する事項を明らかにしたものを添付すれば足りる。

2 省略

3 第1項に該当するもののほか、条例第21条第4項若しくは第22条第3項第6号の規定による許可の申請又は条例第21条第9項若しくは第23条第1項の規定による届出に係る行為が、軽易なものであることその他の理由により添付する必要がないと認められる添付図書があるときは、当該添付図書を省略することができる。

様式第2号(第14条関係) 特別地区内行為許可申請書

様式第2号(その1)~(その6) 省略

様式第2号(その7) 省略

様式第2号(その8) 省略

様式第7号(第26条関係) 実施状況検査身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

(報告及び検査等)

第25条 知事は、保全地域における自然環境の保全のために必要な限度において、第21条第4項若しくは第22条第3項第6号の許可を受けた者若しくは第23条第2項若しくは前条の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置をとるべき旨を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、保全地域の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第21条第4項各号、第22条第3項本文若しくは第23条第1項各号に掲げる行為若しくは前条の規定による命令に係る行為の実施状況を検査させ、若しくはこれらの行為の自然環境に及ぼす影響を調査させることができる。

2 省略

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 省略

省略

様式第8号(第26条関係) 実地調査身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

(実地調査)

第27条 省略

2~5 省略

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1)~(4) 省略

省略

第4条 愛媛県自然環境保全条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号(その6)の次に次の3様式を加える。

様式第2号(その7)

特別地区内木竹損傷許可申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	氏名又は名称及び住所 申請者 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名
行為の種類		
行為の目的		
行為地	市 郡 町 大字 字 番地	地 目
行為地及びその 付近の状況		
施行計画の概要	損傷物の種類	
	損傷物の数量	
	損傷方法	
	自然環境保全上の配慮	
行為施行者	住所 電話番号()	氏名
行為予定期日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
関係法令による 手続の進ちよく 状況		
備 考		

注1 記名押印に代えて署名することができる。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

3 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第2号(その8)

特別地区内植物植栽（ ^は 播種）許可申請書		年 月 日
愛媛県知事	様	申請者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
行為の種類		
行為の目的		
行為地	市 郡 町 大字 字 番地	地 目
行為地及びその付近の状況		
施行計画の概要	植栽する（ ^は 播種する）植物の種類	
	植栽（ ^は 播種）面積	
	植栽（ ^は 播種）数量	
	植栽（ ^は 播種）方法	
	管 理 方 法	
	自然環境保全上の配慮	
行為施行者	住 所	氏 名
	電話番号（ ）	
行為予定期日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
関係法令による 手続の進ちよく 状況		
備 考		

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
 (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の1以上の概況図及び天然色写真

- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の図面

様式第2号(その9)

特別地区内動物放出許可申請書					年 月 日
愛媛県知事	様	申請者			氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
行 為 の 種 類					
行 為 の 目 的					
行 為 地	市 郡	町	大字	字	番地
					地 目
行為地及びその付近の状況					
施行計画の概要	動物(家畜)の種類				
	動物(家畜)の数量(頭数)				
	管 理 方 法				
	自然環境保全上の配慮				
行 為 施 行 者	住 所	電話番号()		氏 名	
行 為 予 定期 日	着 手	年 月 日			
	完 了	年 月 日			
関係法令による 手続の進ちよく 状況					
備 考					

注1 不要の文字は、抹消すること。

2 記名押印に代えて署名することができる。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

4 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 行為地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図

(2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真

(3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(4) 行為終了後における行為地及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした縮尺1,000分の1以上の図面

様式第 8 号の次に次の 4 様式を加える。

様式第 8 号の 2 (第26条の 4 関係) 生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書

生態系維持回復事業確認 (認定) 申請書	
愛媛県知事	年月日
様	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
生態系維持回復事業を行う期間	申請者
生態系維持回復事業を行う区域	
生態系維持回復事業の内容	
関係法令による手続の進ちよく状況	
備 考	

- 注 1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺 2 万 5,000 分の 1 以上の地形図
 (2) 生態系維持回復事業の実施方法等を記載した生態系維持回復事業実施計画書 (様式第 8 号の 3)

様式第8号の3（第26条の4、様式第8号の2、様式第8号の4関係） 生態系維持回復事業実施計画書

自然環境保全地域の名称		
生態系維持回復事業の名称		
生態系維持回復事業を行う期間		
生態系維持回復事業の目標		
生態系維持回復事業を行う区域		
生態系維持回復事業の内容	生態系の状況の把握及び監視	
	生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除	
	動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善	
	生態系の維持又は回復に必要な動植物の保護増殖	
	生態系の維持又は回復に資する普及啓発	
	必要な調査等	
備	考	

注1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第8号の4（第26条の6関係） 生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書

生態系維持回復事業変更確認（認定）申請書		年 月 日	
愛媛県知事 様		氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印	
申請者			
確認（認定）を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号		
変更の内容	事 項	変 更 前	変 更 後
	生態系維持回復事業を行う期間		
	生態系維持回復事業を行う区域		
	生態系維持回復事業の内容		
変更を必要とする理由			
関係法令による手続の進捗状況			
備 考			

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 4 次に掲げる書類を添付すること。
 (1) 生態系維持回復事業を行う区域を明らかにした縮尺2万5,000分の1以上の地形図
 (2) 生態系維持回復事業の実施方法を記載した生態系維持回復事業実施計画書（様式第8号の3）

様式第8号の5（第26条の7関係） 生態系維持回復事業軽微変更届出書

生態系維持回復事業軽微変更届出書		年 月 日
愛媛県知事	様	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 印
届出者		
確認（認定）を受けた年月日及び番号	年 月 日 愛媛県指令 第 号	
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 し た 年 月 日		
備 考		

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 記名押印に代えて署名することができる。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

(愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第4(第43条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号) <u>第21条第4項</u></p> <p>3～6 省略</p> </div> <p>別表第5(第44条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 条例第28条第2項 第2号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの</td> <td>(1) 省略 (2) 愛媛県県立自然公園条例<u>第21条 第5項</u> (3)・(4) 省略</td> </tr> <tr> <td>3 条例第28条第2項 第3号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの</td> <td>(1) 愛媛県自然環境保全条例<u>第22条 第3項第7号</u></td> </tr> </table> <p>別表第6(第45条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 愛媛県県立自然公園条例<u>第32条第1項</u></p> <p>3 省略</p> </div> <p>別表第7(附則第3項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～6 省略</p> <p>7 自然公園法(昭和32年法律第161号)<u>第20条第3項、第21 条第3項、第22条第3項及び第33条第1項</u></p> <p>8～16 省略</p> </div>	1 省略		2 条例第28条第2項 第2号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 省略 (2) 愛媛県県立自然公園条例 <u>第21条 第5項</u> (3)・(4) 省略	3 条例第28条第2項 第3号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 愛媛県自然環境保全条例 <u>第22条 第3項第7号</u>	<p>別表第4(第43条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 愛媛県県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号) <u>第14条第4項</u></p> <p>3～6 省略</p> </div> <p>別表第5(第44条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 条例第28条第2項 第2号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの</td> <td>(1) 省略 (2) 愛媛県県立自然公園条例<u>第14条 第5項</u> (3)・(4) 省略</td> </tr> <tr> <td>3 条例第28条第2項 第3号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの</td> <td>(1) 愛媛県自然環境保全条例<u>第22条 第3項第6号</u></td> </tr> </table> <p>別表第6(第45条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 省略</p> <p>2 愛媛県県立自然公園条例<u>第25条第1項</u></p> <p>3 省略</p> </div> <p>別表第7(附則第3項関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1～6 省略</p> <p>7 自然公園法(昭和32年法律第161号)<u>第13条第3項、第14 条第3項、第24条第3項及び第26条第1項</u></p> <p>8～16 省略</p> </div>	1 省略		2 条例第28条第2項 第2号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 省略 (2) 愛媛県県立自然公園条例 <u>第14条 第5項</u> (3)・(4) 省略	3 条例第28条第2項 第3号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 愛媛県自然環境保全条例 <u>第22条 第3項第6号</u>
1 省略													
2 条例第28条第2項 第2号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 省略 (2) 愛媛県県立自然公園条例 <u>第21条 第5項</u> (3)・(4) 省略												
3 条例第28条第2項 第3号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 愛媛県自然環境保全条例 <u>第22条 第3項第7号</u>												
1 省略													
2 条例第28条第2項 第2号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 省略 (2) 愛媛県県立自然公園条例 <u>第14条 第5項</u> (3)・(4) 省略												
3 条例第28条第2項 第3号の県の条例の 規定であって規則で 定めるもの	(1) 愛媛県自然環境保全条例 <u>第22条 第3項第6号</u>												

(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第6条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年愛媛県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の 許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> </div> <p>注1～8 省略</p> <p>9 「鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする 場合にあつては、その旨」欄は、鳥獣保護区、休猟区、公 道、自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条第1項の特 別保護地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第 6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で 設けられた園地であつて囲い又は標識によりその区域を明示 したもの、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第 1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使 用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲 等又は採取等をしようとする場合にあつては、その旨を記載</p>	<p>様式第1号(第2条関係) 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の 許可申請書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>省略</p> </div> <p>注1～8 省略</p> <p>9 「鳥獣保護区等において捕獲等又は採取等をしようとする 場合にあつては、その旨」欄は、鳥獣保護区、休猟区、公 道、自然公園法(昭和32年法律第161号)第14条第1項の特 別保護地区、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第 6項の都市計画施設である公共空地その他公衆慰楽の目的で 設けられた園地であつて囲い又は標識によりその区域を明示 したもの、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第14条第 1項の原生自然環境保全地域、社寺境内、墓地、特定猟具使 用禁止区域、特定猟具使用制限区域又は猟区内において捕獲 等又は採取等をしようとする場合にあつては、その旨を記載</p>

<p>すること。</p> <p>10～12 省略</p> <p>別紙 省略</p>	<p>すること。</p> <p>10～12 省略</p> <p>別紙 省略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に第1条の規定による改正前の愛媛県立自然公園条例施行規則（以下「旧自然公園条例施行規則」という。）第6条第1項（旧自然公園条例施行規則第15条において準用する場合を含む。）の規定によりされた承認又は同意は、愛媛県立自然公園条例等の一部を改正する条例（平成22年愛媛県条例第36号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号。以下「新自然公園条例」という。）第10条第6項の規定によりされた認可又は同意とみなす。
- 3 この規則の施行前に発生した事項につき旧自然公園条例施行規則第10条第1項（旧自然公園条例施行規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行前に旧自然公園条例施行規則第4条第1項（旧自然公園条例施行規則第6条第2項において準用する場合を含む。）、第6条第1項、第7条若しくは第11条第3項（これらの規定を旧自然公園条例施行規則第15条において準用する場合を含む。）の規定又は旧自然公園条例施行規則第11条第1項若しくは第12条（これらの規定を旧自然公園条例施行規則第15条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した行為を理由とする認可の取消しについては、なお従前の例による。
- 5 この規則の施行前に改正条例第1条の規定による改正前の愛媛県立自然公園条例（以下「旧自然公園条例」という。）第9条第3項の認可を受けた者についての新自然公園条例第14条第3項の規定の適用については、旧自然公園条例施行規則第9条（旧自然公園条例施行規則第15条において準用する場合を含む。）の規定により付された条件は、新自然公園条例第10条第10項の規定により付された条件とみなす。
- 6 公園事業の執行の認可を受けた者（以下この項において「公園事業者」という。）がこの規則の施行前に公園事業者でなくなった場合（譲渡、合併又は分割により公園事業者でなくなった場合を除く。）における当該公園事業者であった者に対する原状回復命令等については、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に旧自然公園条例施行規則第5条第1項後段の規定により届け出なければならないこととされている管理又は経営方法の変更については、なお従前の例による。
- 8 この規則の施行前に旧自然公園条例第9条第2項の公園事業の執行の同意を得た愛媛県立自然公園条例施行規則第2条第7号に規定する運輸施設又は旧自然公園条例第9条第3項の公園事業の執行の認可を受けた同号に規定する運輸施設については、新自然公園条例第10条第4項第5号に掲げる事項に係る変更について同意を得、又は認可を受けることを要しない。
- 9 第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則第16条の3の規定及び第3条の規定による改正後の愛媛県自然環境保全条例施行規則第15条の規定は、この規則の施行後にされる新自然公園条例第21条第4項の規定による許可の申請又は改正条例第2条の規定による改正後の愛媛県自然環境保全条例（昭和48年愛媛県条例第32号）第21条第4項の規定による許可の申請について適用し、この規則の施行前にされた旧自然公園条例第14条第4項の規定による許可の申請又は改正条例第2条の規定による改正前の愛媛県自然環境保全条例第21条第4項の規定による許可の申請については、なお従前の例による。
- 10 この規則の施行前に交付された旧自然公園条例施行規則様式第12号の規定による職員の身分を示す証明書又は第3条の規定による改正前の愛媛県自然環境保全条例施行規則様式第7号及び様式第8号の規定による職員の身分を示す証明書は、その有効期間内においては、第1条の規定による改正後の愛媛県立自然公園条例施行規則様式第12号の規定による職員の身分を示す証明書又は第3条の規定による改正後の愛媛県自然環境保全条例施行規則様式第7号及び様式第8号の規定による職員の身分を示す証明書とみなす。

訓 令

○愛媛県訓令第20号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年10月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程等の一部を改正する訓令

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第1条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

別表第4（第4条関係）

知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
自 然 保 護 課	1 自然公園法の施行に関する事務	1 公園計画の決定、廃止及び変更についての意見の具申及び申出（第7条第1項、第2項、第8条第1項、第2項）			
		2 公園事業に関すること。			
		(1) 決定、廃止及び変更（第9条第2項、第4項、第5項）			
		(2) 同意及び認可（第16条第2項、第3項）			
		(3) 変更の同意及び認可（第10条第6項、第16条第4項）		—	
		(4) 軽微な変更の届出の受理（第10条第9項、第16条第4項）			—
		(5) 改善命令（第11条、第16条第4項）		—	
		(6) 承継の同意及び承認（第12条第1項、第2項、第16条第4項）		—	
		(7) 休廃止の届出の受理（第13条、第16条第4項）			—
		(8) 同意及び認可の失効の届出の受理（第14条第2項、第16条第4項）			—
		(9) 認可の取消し（第14条第3項、第16条第4項）		—	
(10) 原状回復命令等（第15条第1項、第2項、第16条第4項）		—			

組 織 名	事務の 種 類	事 項	決裁区分		
			知 事	専決者	
				部 長	局 長
自 然 保 護 課	1 自然公園法の施行に関する事務	1 公園計画の決定、廃止及び変更についての意見の具申及び申出（第7条第1項、第3項、第8条第1項、第3項）			
		2 公園事業に関すること。			
		(1) 決定、廃止及び変更（第7条第4項、第6項、第8条第4項）			
		(2) 同意及び認可（第10条第2項、第3項）			

					(1) 指定、指定の解除及び区域の変更(第5条第3項、第24条第1項、第2項)	—			
					(2) 各種行為の許可等(第24条第3項、第5項から第7項まで)			—	
	6 普通地域内各種行為の届出の受理及び必要な措置等の命令(第33条第1項、第2項、第4項、第6項)				6 普通地域内各種行為の届出の受理及び必要な措置等の命令(第26条)				
	7 中止命令等(第34条第1項、第2項)				7 中止命令等(第27条第1項、第2項)				
	8 報告徴収及び立入検査(第35条第1項、第2項)				8 報告の徴収及び立入検査(第28条第1項、第2項)				
	9 集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更(第5条第3項、第36条)				9 集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更(第5条第3項、第29条)				
	10 生態系維持回復事業に関すること。								
	(1) 事業計画の策定、廃止及び変更(第38条第2項、第4項、第6項)	—							
	(2) 確認及び認定(第41条第2項、第3項)			—					
	(3) 変更の確認及び認定(第39条第6項、第41条第4項)			—					
	(4) 軽微な変更の届出の受理(第39条第9項、第41条第4項)							—	
	(5) 認定の取消し(第40条、第41条第4項)			—					
	(6) 報告徴収(第42条)			—					
	11 風景地保護協定の締結等(第43条第1項、第4項、第5項、第44条、第46条、第47条)				10 風景地保護協定の締結等(第31条第1項、第4項、第5項、第32条、第34条、第35条)				
	12 公園管理団体の指定等(第49条、第52条から第54条まで)				11 公園管理団体の指定等(第37条、第40条から第42条まで)				

(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、 <u>第21条第1項、第3項</u> ）					(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、 <u>第14条第1項、第3項</u> ）				
(2) 指定等に係る協議（ <u>第21条第2項</u> ）					(2) 指定等に係る協議（ <u>第14条第2項</u> ）				
(3) 各種行為の許可等（ <u>第21条第4項、第6項から第8項まで</u> ）					(3) 各種行為の許可等（ <u>第14条第4項、第6項から第8項まで</u> ）				
5 利用調整地区に関すること。					5 利用調整地区に関すること。				
(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、 <u>第22条第1項、第2項</u> ）					(1) 指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、 <u>第15条第1項、第2項</u> ）				
(2) 指定等に係る協議（ <u>第21条第2項、第22条第2項、愛媛県県立自然公園条例施行規則第17条の2</u> ）					(2) 指定等に係る協議（ <u>第14条第2項、第15条第2項、愛媛県県立自然公園条例施行規則第17条の2</u> ）				
(3) 区域内への立入りの認定等（ <u>第22条第3項第7号、第23条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項</u> ）					(3) 区域内への立入りの認定等（ <u>第15条第3項第6号、第16条第1項、第4項、第5項</u> ）				
(4) 指定認定機関の指定等（ <u>第24条第1項、第5項、第26条第1項から第5項まで、第28条、第29条第1項</u> ）					(4) 指定認定機関の指定等（ <u>第17条第1項、第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項</u> ）				
6 普通地域内各種行為の届出の受理及び必要な措置等の命令（ <u>第32条第1項、第2項、第4項、第6項</u> ）					6 普通地域内各種行為の届出の受理及び必要な措置等の命令（ <u>第25条第1項、第2項、第4項、第6項</u> ）				
7 中止命令等（ <u>第33条第1項、第2項</u> ）					7 中止命令等（ <u>第26条第1項、第2項</u> ）				
8 報告徴収及び立入検査（ <u>第34条第1項、第2項</u> ）					8 報告の徴収及び立入検査（ <u>第27条第1項、第2項</u> ）				
9 集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、 <u>第35条</u> ）					9 集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更（第5条第2項、 <u>第28条</u> ）				
10 生態系維持回復事業に関すること。									

	(1) 事業計画の策定、 廃止及び変更（第26 条の2第1項、第3 項から第5項まで）	—							
	(2) 確認及び認定（第 26条の3第2項、第 3項）			—					
	(3) 変更の確認及び認 定（第26条の3第6 項）			—					
	(4) 軽微な変更の届出 の受理（第26条の3 第9項）								—
	(5) 認定の取消し（第 26条の4）			—					
	(6) 報告徴収（第26条 の5）								—
	8 省略								7 省略
	9 省略								8 省略
	6～8 省 略								6～8 省 略

（愛媛県地方局事務決裁規程の一部改正）

第2条 愛媛県地方局事務決裁規程（昭和55年愛媛県訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表第1（第4条関係）					別表第1（第4条関係）				
局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項					局長の権限に属する事務に係る一般共通決裁事項				
事務の 種 類	事 項	決裁区分			事務の 種 類	事 項	決裁区分		
		局 長	専決者				局 長	専決者	
			部 長	課 長				部 長	課 長
1～10 省略					1～10 省略				
11 そ の他 の事 務	1～3 省略				11 そ の他 の事 務	1～3 省略			
	4 自然公園法第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。 <u>4 自然公園法第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第20条第6項から第8項まで、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。</u>					4 自然公園法第13条第3項、第14条第3項及び第24条第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第13条第6項から第8項まで、第14条第6項及び第7項、第24条第6項及び第7項並びに第26条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。 <u>4 自然公園法第13条第3項、第14条第3項及び第24条第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第13条第6項から第8項まで、第14条第6項及び第7項、第24条第6項及び第7項並びに第26条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。</u>			
	5 愛媛県立自然公園条例第21条第4項の規定に基づく許可の申請並びに同条第6項から第8項まで及び同条例第32条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。					5 愛媛県立自然公園条例第14条第4項の規定に基づく許可の申請並びに同条第6項から第8項まで及び同条例第25条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。 <u>5 愛媛県立自然公園条例第14条第4項の規定に基づく許可の申請並びに同条第6項から第8項まで及び同条例第25条第1項の規定に基づく届出に関すること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。</u>			

備考 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1～29 省略				
	30 自然公園法の施行に関する事務	1 省略			
		2 特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可等（第20条第3項、第6項から第8項まで、第21条第3項、第6項、第7項）			
		3 海域公園地区における各種行為の許可等（第22条第3項、第6項、第7項）		—	
		4 利用調整地区に関すること。			
		(1) 区域内への立入りの認定等（第23条第3項第7号、第24条第1項、第4項、第5項、第7項、第8項、自然公園法施行規則第13条の6）			
		(2) 指定認定機関の指定等（第25条第1項、第5項、第27条第1項から第5項まで、第29条、第30条第1項）			
		5 普通地域内各種行為の届出の受理等（第33条第1項、第6項）			
		6 中止及び必要な措置の命令（第34条第1項）			
		7 報告徴収及び立入検査（第35条第1項、第2項）			
		8 風景地保護協定の締結等（第43条第1項、第4項、第5項、第44条、第46条、第47条）			
	9 公園管理団体の指定等（第49条、第52条から第54条まで）				
	10 国の機関が行う行為に係る協議等（第68条第1項、第3項、第4項）				
	31 愛媛県立自然	1 省略			
2 特別地域における各種行為の許可等（第21条第4項、第6項から第8項まで）					

備考 省略

別表第2（第4条関係）

局長の権限に属する総務企画部関係事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			局長	専決者	
				部長	課長
総務 県民課	1～29 省略				
	30 自然公園法の施行に関する事務	1 省略			
		2 特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可等（第13条第3項、第6項から第8項まで、第14条第3項、第6項、第7項）			
		3 利用調整地区に関すること。			
		(1) 区域内への立入りの認定等（第15条第3項第6号、第16条第1項、第3項から第5項まで、自然公園法施行規則第13条の4）			
		(2) 指定認定機関の指定等（第17条第1項、第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条、第22条第1項）			
		4 海中公園地区における各種行為の許可等（第24条第3項、第6項、第7項）		—	
		5 普通地域内各種行為の届出の受理等（第26条第1項、第6項）			
		6 中止及び必要な措置の命令（第27条第1項）			
		7 報告の徴収及び立入検査（第28条第1項、第2項）			
		8 風景地保護協定の締結等（第31条第1項、第4項、第5項、第32条、第34条、第35条）			
	9 公園管理団体の指定等（第37条、第40条から第42条まで）				
	10 国の機関が行う行為に係る協議等（第56条第1項、第3項、第4項）				
	31 愛媛県立自然	1 省略			
2 特別地域における各種行為の許可等（第14条第4項、第6項から第8項まで）					

公園 条例 の施 行に 関す る事 務	3	利用調整地区に関すること。				公園 条例 の施 行に 関す る事 務	3	利用調整地区に関すること。			
	(1)	区域内への立入りの認定等 (第22条第3項第7号、第23 条第1項、第4項、第5項、 第7項、第8項)					(1)	区域内への立入りの認定等 (第15条第3項第6号、第16 条第1項、第4項、第5項 _____)			
	(2)	指定認定機関の指定等(第 24条第1項、第5項、第26条 第1項から第5項まで、第28 条、第29条第1項)					(2)	指定認定機関の指定等(第 17条第1項、第5項、第19条 第1項から第5項まで、第21 条、第22条第1項)			
	4	普通地域内各種行為の届出の 受理(第32条第1項、第6項)					4	普通地域内各種行為の届出の 受理(第25条第1項、第6項)			
	5	中止及び必要な措置の命令 (第33条第1項)					5	中止及び必要な措置の命令 (第26条第1項)			
	6	報告徴収及び立入検査(第 34条第1項、第2項)					6	報告の徴収及び立入検査(第 27条第1項、第2項)			
	7	風景地保護協定の締結等(第 41条第1項、第4項、第5項、 第42条、第44条、第45条)					7	風景地保護協定の締結等(第 30条第1項、第4項、第5項、 第31条、第33条、第34条)			
	8	公園管理団体の指定等(第47 条、第50条から第52条まで)					8	公園管理団体の指定等(第36 条、第39条から第41条まで)			
	9	国の機関が行う行為に係る協 議等(自然公園法第68条第1 項、第3項、第4項、第79条第 2項)					9	国の機関が行う行為に係る協 議等(自然公園法第56条第1 項、第3項、第4項、第66条第 2項)			
32 愛 媛県 自然 環境 保全 条例 の施 行に 関す る事 務	1	省略				32 愛 媛県 自然 環境 保全 条例 の施 行に 関す る事 務	1	省略			
	2	野生動植物保護地区内各種行 為の許可(第22条第3項第7 号)					2	野生動植物保護地区内各種行 為の許可(第22条第3項第6 号)			
	3~5	省略					3~5	省略			
33~44	省略					33~44	省略				
備考 省略					備考 省略						

(愛媛県地方局処務規程の一部改正)

第3条 愛媛県地方局処務規程(昭和56年愛媛県訓令第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 地方局長に委任する事務のうち、各部共通のものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 自然公園法第20条第3項、第21条第3項及び第22条第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第20条第6項から第8項ま</p>	<p>(地方局長に対する事務の委任)</p> <p>第13条 地方局長に委任する事務のうち、各部共通のものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 自然公園法第13条第3項、第14条第3項及び第24条第3項の規定に基づく許可の申請並びに同法第13条第6項から第8項ま</p>

で、第21条第6項及び第7項、第22条第6項及び第7項並びに第33条第1項の規定に基づく届出にすること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。

(4) 愛媛県立自然公園条例第21条第4項の規定に基づく許可の申請並びに同条第6項から第8項まで及び同条例第32条第1項の規定に基づく届出にすること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) - (85) 省略

(86) 自然公園法第20条第3項及び第6項から第8項まで並びに第21条第3項、第6項及び第7項の規定に基づく特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(87) 自然公園法第22条第3項、第6項及び第7項の規定に基づく海域公園地区における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(88) 自然公園法第23条第3項第7号、第24条第1項、同条第4項及び第5項（これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。）並びに同条第7項の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(89) 自然公園法第25条第1項及び第5項、第27条第1項から第5項まで、第29条並びに第30条第1項の規定に基づく指定認定機関の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(90) 自然公園法第33条第1項及び第6項の規定に基づく普通地域内各種行為の届出の受理等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(91) 自然公園法第34条第1項の規定に基づく中止及び必要な措置の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(92) 自然公園法第35条第1項及び第2項の規定に基づく報告徴収及び立入検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(93) 自然公園法第43条第1項並びに同条第4項及び第5項、第44条並びに第46条（これらの規定を同法第47条において準用する場合を含む。）の規定に基づく風景地保護協定の締結等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(94) 自然公園法第49条及び第52条から第54条までの規定に基づく公園管理団体の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(95) 自然公園法第68条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく国の機関が行う行為に係る協議等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(96)・(97) 省略

(98) 愛媛県立自然公園条例第21条第4項及び第6項から第8項までの規定に基づく特別地域における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するもの

で、第14条第6項及び第7項、第24条第6項及び第7項並びに第26条第1項の規定に基づく届出にすること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。

(4) 愛媛県立自然公園条例第14条第4項の規定に基づく許可の申請並びに同条第6項から第8項まで及び同条例第25条第1項の規定に基づく届出にすること（地方局長が処理する事務に係るものに限る。）。

2 地方局長に委任する事務のうち、総務企画部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるとおりとする。

(1) - (85) 省略

(86) 自然公園法第13条第3項及び第6項から第8項まで並びに第14条第3項、第6項及び第7項の規定に基づく特別地域及び特別保護地区における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(87) 自然公園法第15条第3項第6号並びに第16条第1項及び第3項から第5項まで

_____の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(88) 自然公園法第17条第1項及び第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条並びに第22条第1項の規定に基づく指定認定機関の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(89) 自然公園法第24条第3項、第6項及び第7項の規定に基づく海中公園地区における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(90) 自然公園法第26条第1項及び第6項の規定に基づく普通地域内各種行為の届出の受理等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(91) 自然公園法第27条第1項の規定に基づく中止及び必要な措置の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(92) 自然公園法第28条第1項及び第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(93) 自然公園法第31条第1項、第4項_____及び第5項、第32条、第34条並びに第35条

_____の規定に基づく風景地保護協定の締結等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(94) 自然公園法第37条及び第40条から第42条までの規定に基づく公園管理団体の指定等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(96)・(97) 省略

(98) 愛媛県立自然公園条例第14条第4項及び第6項から第8項までの規定に基づく特別地域における各種行為の許可等に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するもの

を除く。)。

- (99) 愛媛県立自然公園条例第22条第3項第7号、第23条第1項、同条第4項及び第5項(これらの規定を同条第8項において準用する場合を含む。)並びに同条第7項の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (100) 愛媛県立自然公園条例第24条第1項及び第5項、第26条第1項から第5項まで、第28条並びに第29条第1項の規定に基づく指定認定機関の指定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (101) 愛媛県立自然公園条例第32条第1項及び第6項の規定に基づく普通地域内各種行為の届出の受理等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (102) 愛媛県立自然公園条例第33条第1項の規定に基づく中止及び必要な措置の命令等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (103) 愛媛県立自然公園条例第34条第1項及び第2項の規定に基づく報告徴収及び立入検査に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (104) 愛媛県立自然公園条例第41条第1項並びに同条第4項及び第5項、第42条並びに第44条(これらの規定を同条例第45条において準用する場合を含む。)の規定に基づく風景地保護協定の締結等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (105) 愛媛県立自然公園条例第47条及び第50条から第52条までの規定に基づく公園管理団体の指定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (106) 自然公園法第79条第2項の規定によりその例によることとされる同法第68条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく県立自然公園の区域内における国の機関が行う行為に係る協議等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (107)・(108) 省略
 - (109) 愛媛県自然環境保全条例第22条第3項第7号 _____ の規定に基づく野生動植物保護地区内各種行為の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (110)～(117) 省略
- 3～6 省略

を除く。)。

- (99) 愛媛県立自然公園条例第15条第3項第6号並びに第16条第1項、第4項及び第5項 _____ の規定に基づく利用調整地区の区域内への立入りの認定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (100) 愛媛県立自然公園条例第17条第1項及び第5項、第19条第1項から第5項まで、第21条並びに第22条第1項の規定に基づく指定認定機関の指定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (101) 愛媛県立自然公園条例第25条第1項及び第6項の規定に基づく普通地域内各種行為の届出の受理等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (102) 愛媛県立自然公園条例第26条第1項の規定に基づく中止及び必要な措置の命令等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (103) 愛媛県立自然公園条例第27条第1項及び第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (104) 愛媛県立自然公園条例第30条第1項、第4項 _____ 及び第5項、第31条、第33条並びに第34条 _____ の規定に基づく風景地保護協定の締結等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (105) 愛媛県立自然公園条例第36条及び第39条から第41条までの規定に基づく公園管理団体の指定等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (106) 自然公園法第66条第2項の規定によりその例によることとされる同法第56条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく県立自然公園の区域内における国の機関が行う行為に係る協議等に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (107)・(108) 省略
 - (109) 愛媛県自然環境保全条例第22条第3項第1号及び第6号の規定に基づく野生動植物保護地区内各種行為の許可に関すること(2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。)。
 - (110)～(117) 省略
- 3～6 省略

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。